

歌志内市議会会議録

第6日目（平成26年3月24日）

（午前 9時58分 開議）

開 議 宣 告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に2番川野敏夫さん、6番女鹿聡さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、市長より送付を受けた議案1件、条例予算等審査特別委員会委員長より報告1件、湯浅議員外からの意見書案3件であります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 2 号

○議長（山崎数彦君） 日程第3 報告第2号議案第1号歌志内市定住促進条例の制定について、議案第3号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第4号歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について

て、以上、平成26年3月11日、条例・予算等審査特別委員会付託、議案第20号平成26年度歌志内市一般会計予算、議案第21号平成26年度歌志内市営公共下水道特別会計予算、議案第22号平成26年度歌志内市営神威岳観光特別会計予算、議案第23号平成26年度歌志内市国民健康保険特別会計予算、議案第24号平成26年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号平成26年度歌志内市病院事業会計予算、以上、平成26年3月12日、条例・予算等審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について、委員長の報告を求めます。

条例・予算等審査特別委員会委員長梶敏さん。

○条例・予算等審査特別委員会委員長（梶敏君） ー登壇ー

報告第2号条例・予算等審査特別委員会審査報告書。

当委員会に休会中の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第105条の規定により報告をいたします。

記。

1、事件。

議案第1号歌志内市定住促進条例の制定について。

議案第3号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

議案第4号歌志内市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について。

（平成26年3月11日付託）。

議案第20号平成26年度歌志内市一般会計予算。

議案第21号平成26年度歌志内市営公共下水道特別会計予算。

議案第22号平成26年度歌志内市営神威岳観光特別会計予算。

議案第23号平成26年度歌志内市国民健康保険特別会計予算。

議案第24号平成26年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算。

議案第25号平成26年度歌志内市病院事業会計予算。

（平成26年3月12日付託）。

2、審査の経過。

3月18日、19日、20日の3日間、本特別委員会を開催し慎重に審査をした。

3、審査の結果。

いずれも原案のとおり可決する。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、報告第2号について採決をいたします。

この本件に対する委員長報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、議案第3号、議案第4号及び議案第20号から議案第25号まで

の9件については、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号

○議長（山崎数彦君） 日程第4 議案第26号平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

おはようございます。

議案第26号平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）。

平成25年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,016万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,794万3,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、25節積立金1億5,000万円の増額補正は、特別交付税の増額補正分の一部を財政調整基金に積み立てるものであります。

これに伴い、平成25年度末財政調整基金の現在高見込額は17億5,000万円となります。

次に、15款、1項、1目とも予備費、1,016万6,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入を御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

9款1項1目1節とも地方交付税1億6,016万6,000円の増額補正は、特別交付税が1億6,015万3,000円の増、震災復興特別交付税が1万3,000円の皆増であります。

なお、特別交付税については、前年度に比べ596万8,000円、0.8%増の7億2,015万3,000円の交付決定があったことから、当初予算5億6,000万円に追加するものであります。

また、震災復興特別交付税については、自動車取得税の減収見込額に対するものであります。

以上で、議案第26号の補正予算の説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第26号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第1号から意見書案第2号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第5 意見書案第1号から日程第6 意見書案第2号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） ー登壇ー

意見書案第1号食の安全・安心の確立を求める意見書（案）、意見書案第2号微小粒子物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書（案）以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

食の安全・安心の確立を求める意見書（案）

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示など食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年12月9日に食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に講ずべき必要な対策を取りまとめました。

具体的には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示ルールの遵守徹底など当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されています。また、このほか事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導體制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が近く国会に提出される運びとなっています。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者等における食品製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が多くありません。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望します。

記

- 1 食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立・施行を期すこと。
- 2 本改正案等に基づく対策の推進にあたり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。
- 3 一層の食の安全と安心を図るため、係る法令の改正も視野に総合的かつ具体的な検討を行うとともに関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年3月24日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、消費者及び食品安全担当大臣

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

微小粒子物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書（案）

我が国では、大気汚染防止法や自動車NOx・PM法による規制等により大気環境の保全に努めてきており、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）などの濃度は大きく改善してきています。

一方で微小粒子状物質（PM2.5）は、疫学的知見が少なく、曝露濃度と健康影響との間の一貫した関係が見出されていないことから、大きな問題となっています。

また、平成25年1月以降、中国において深刻なPM2.5による大気汚染が発生し、我が国でもその越境感染による一時的な濃度の上昇が観測されたことにより国民の関心が高まっており、PM2.5による大気汚染に関して包括的に対応することが求められていることから、政府に対し以下の項目について強く要望します。

記

- 1 PM2.5の発生源の実態や構成成分の解明をした上で、法律に基づく国民にわかりやすい注意発令の仕組みを整備するとともに、環境基準を維持できるよう国内外の発生抑制対策を推進すること。
- 2 国と地方自治体との連携を強化し、情報共有を図りながら、モニタリング体制の整備を推進すること。
- 3 PM2.5による肺機能や呼吸器系症状等への健康影響に関する調査研究を進めるとともに、研究結果に基づく指針等の見直しについては、速やかに実施できる体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年3月24日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、環境大臣、厚生労働大臣

○議長（山崎数彦君） 意見書案第1号食の安全・安心の確立を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第1号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第2号微小粒子物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書（案）については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第2号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第3号

○議長（山崎数彦君） 日程第7 意見書案第3号国民健康保険の広域化（都道府県単位化）に反対する意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ー登壇ー

意見書案第3号国民健康保険の広域化（都道府県単位化）に反対する意見書（案）。

上記議案を、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しますので、議決くださいますようよろしくお願いいたします。

以上であります。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

国民健康保険の広域化（都道府県単位化）に反対する意見書（案）

昨年8月の社会保障制度改革国民会議のまとめは、「国民健康保険に係る財政運営の責任を担う主体（保険者）を都道府県とし、さらに地域における医療提供体制に係る責任の主体と国民健康保険の給付責任の主体を都道府県が一体的に担うことを射程に入れて実務的検討をすすめ・・・」と国民健康保険の広域化（都道府県単位化）を求めている。

社会保障制度である国保は、ナショナルミニマムを維持するという点で、国が制度設計や財政運営に責任を持つべきなのは明らかで、全国知事会も「国保の財政上の構造的な問題を抜本的に解決するための財源措置」を強く求めている。

保険者が「都道府県単位」の広域連合になれば、総じて保険料の引き上げにつながることは、後期高齢者医療制度を見てもわかる通りである。

現在でも、払いたくても払えないほど高い国保料（税）の引き上げにつながり、ますます滞納者が増え、機械的な差し押さえ・徴収強化も広がるおそれがある。

現在の市町村国保は、被保険者が参加する運営協議会と議会の議論を通じて、地域の実情に合わせた事業運営方針を決めることができるが、都道府県単位化ではそれらも困難になりかねない。

よって、政府は、社会保障制度である国民健康保険の広域化（都道府県単位化）はやめ、国民の健康と暮らしを守り、法の趣旨・目的を生かした制度とするように求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年3月24日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

○議長（山崎数彦君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第3号について起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎数彦君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（山崎数彦君） 日程第8 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

これもちまして、平成26年歌志内市議会第1回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午前10時17分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 川 野 敏 夫

署名議員 女 鹿 聡